

令和7年度第1回舞鶴市文化財保護審議会 会議録

日時 令和7年6月25日（水）10時00分から

場所：舞鶴市役所別館5階 中会議室

出席：（委員）池田委員、一瀬委員、伊庭委員、加藤委員、高田委員、田中委員、日向委員、廣瀬委員、森島委員、吉岡委員 計10人
（事務局）鴨田市長、福田部長、森次長、横川課長、神村担当課長、矢谷係長、矢内、尾崎、末満

欠席委員：上杉委員、並木委員

会議内容：

1. 委嘱状交付式

委嘱状交付

市長挨拶

2. 文化財保護審議会会長の選出及び職務代理者の指名

吉岡委員を会長に選出

廣瀬委員を会長職務代理者に指名

3. 報告事項

■令和7年度文化振興課体制について

事務局より説明（資料1）

（質問等無し）

■令和7年度文化財関係事業について

事務局より説明（資料2）

（委員からの主な意見等）

- 昨年度の両丹文化財保護連絡協議会にて、綾部市の参加について事務局（福知山市）に問い合わせたところ、参加の方向で今後も声を掛けていくとの回答だった。今年は舞鶴市が当番市とのことなので、引き続き綾部市

にも声がけをおこなってほしい。

→事務局) 今年度も綾部市に対しては引き続き参加の声がけをしていく。

■伝統的建造物群保存地区について

事務局より説明(資料3)

(委員からの主な意見等)

- 伝建地区での修理事業に対する補助金は、通常の文化財に対する補助金と比べて基準が緩いように感じる。伝建地区での補助金は地区景観を保全するための補助金、文化財補助金は個の文化財の価値を保全するための補助金という違いがあることは承知しているが、舞鶴市で伝建地区が選定された際には、2つの違いについても周知をお願いしたい。

→事務局) 伝建地区は、建物、道路、工作物等エリア全体として保存していく制度であり、地区住民の生活も含んで価値を残していくという点において、通常の文化財補助事業とは異なる。伝建地区内での修理基準は保存活用計画やガイドラインにおいて規定するものであり、今後舞鶴市で伝建地区が選定された際は、地区としての景観を保存するという大前提のもと、保存活用計画を策定していきたい。

4. 協議事項

■令和7年度指定・登録候補文化財について

事務局より説明(資料5)

(委員からの主な意見等)

- 所有者が指定・登録を求めているのであれば、どんどんバックアップすべきであるので、ぜひ進めてもらいたい。
- この際屋敷を構成する建物(蔵)も含めて登録をするのが良い。
- 全国でヘリテージマネージャーが育成されており、舞鶴市にもおられるのだから、今後の維持・活用も含めて、舞鶴のヘリテージマネージャーにも協力をしてもらえたらと思う。

→事務局) 若の湯の国登録の際もヘリテージマネージャーにお世話になった。活用も含めて、ヘリテージマネージャーとも協力していきたい。

5. その他

■第35次田辺城跡発掘調査について

事務局より説明（資料6）

（委員からの主な意見等）

- 第35次田辺城跡発掘調査についてではないが、令和5年度の第33次田辺城跡発掘調査で発掘された大手門石垣の実物を現地に残すことができなかったのは悔いが残る。実物があるのと無いのでは大きな違い。ぜひ保存ということにも重点を置いていってほしい。
- 開発に先立った発掘調査の場合は、最初の段階で保存についての思いを開発側にも伝えていただきたい。大津市の坂本城は、開発業者側が保存する決断をした。
- 都市部での城郭遺構の保存は難しいが、地下に残せる遺構は残しておき、将来保存ができる可能性に賭ける方法もある。建物が数十年後に建て替えられることを考えると、地中に残した方が将来世代において見える形で活用できる可能性が残る。その場所にあるということが重要。保存についても長いスパンで考えてもらいたい。

■今後のイベント情報（恐竜王国リターンズinまいづる、第2回地域史講話）

事務局より説明（チラシ等）

（質問等無し）